

パブリックコメントの実施結果

1 意見の募集内容

屋外広告物規制地域及び広告景観保全地区の指定の変更案

2 意見の募集期間 11月22日(火)から12月21日(水)まで

意見の募集は、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど、広く周知した。

3 意見提出者の数 1人、意見数2件

4 意見の概要と県の考え方

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>景観は、大切であり、屋外広告物は、しっかり規制する方向を河津エリアでも、お願いしたい。</p>	<p>引き続き、沿線市町と連携し、屋外広告物の取組を進めていく。</p>
2	<p>伊豆縦貫道は、三島市も通過しているが、レジャー施設、クリニック関連、飲食系の看板を見かける。</p> <p>三島市内は、県の条例適用外だが、県からは、三島市含めて県の条例と同様の規制を求めたと聞いた。その他の通過する市は、広告物を目にしないが、三島市だけ違和感がある。それぞれの規制条件も三島市では、県より緩い基準に感じる。同じ道路で、市町別に、厳しいルールと、緩い基準が混じっているなら統一するべき。</p> <p>また、広告募集中という看板があった。これは、案内板ではなく商業広告設置と、みなすべき事案だと感じた。</p>	<p>三島市を含む景観行政団体である各市は、地域の実情に応じたルールとするため、屋外広告物法や景観計画に従い独自の屋外広告物条例を制定しています。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、同じ幹線道路沿いでは一体的な規制が望ましいという考えから、沿線市町と連携し取組を進めてきました。</p> <p>引き続き「広告募集中」の看板の件も含め沿線市町と情報共有するとともに、地域の実情を考慮しながら働きかけを行うなど屋外広告物の取組を進めていきます。</p>

縦覧の実施結果

1 縦覧の件名

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定
(平成29年静岡県告示第758号)の変更案

2 意見の提出期間 11月22日(火)から12月5日(月)まで

縦覧の実施は、県公報にて公告、県ホームページへの掲載、屋外広告業団体に
通知するなど、広く周知した。

3 意見提出者の数 0人、意見数0件